

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均1,413円(0.35%)

給料	947円
扶養手当	231円
はね返り	235円

- 1 任用資格基準及び係長職以上の職責の高まり等を考慮した引上げを行う。
- 2 類初任給については国の状況及び民間事業所の動向を総合的に勘案し、引上げを行わない。

2 諸手当の改定

(1) 扶養手当の引上げ

扶養親族である子等に係る扶養手当の月額を次のとおり引き上げる。

5,500円 6,000円

(2) 勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成27年度(案)	平成28年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.800 (年間:1.60)	0.900(+0.10) (年間:1.70)	0.850(+0.050) (年間:1.70)
	管 理 職 員	1.000 (年間:2.00)	1.100(+0.10) (年間:2.10)	1.050(+0.050) (年間:2.10)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.375 (年間:0.75)	0.425(+0.05) (年間:0.80)	0.400(+0.025) (年間:0.80)
	管 理 職 員	0.475 (年間:0.95)	0.525(+0.05) (年間:1.00)	0.500(+0.025) (年間:1.00)

平成27年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.20月 4.30月(+0.1月)
- ・再任用職員 2.20月 2.25月(+0.05月)

(3) 初任給調整手当の最高限度額の引上げ

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の最高限度額（月額）を次のとおり引き上げる。

175,100円 268,500円

3 施行期日等

- (1) 給料表の改定、扶養手当の引上げ及び本年12月分の勤勉手当の引上げ 公布の日

給料表の改定及び扶養手当の引上げは、本年4月1日から適用する。

- (2) 平成28年度の勤勉手当の改定及び初任給調整手当の引上げ 平成28年4月1日